



あなたの工夫を投稿してください

ぜひ、先生や学校でしているLGBTQに関する取り組みを、教えていただけませんか？先生の取り組みを他の学校にも伝えることで、国内で好事例を広めていきたいと考えています。

https://jp.surveymonkey.com/r/attk_safeschool

制作：認定特定非営利活動法人ReBit



LGBTQ/SOGIEに関する 相談対応ハンドブック

ALLY TEACHER'S
TOOL KIT



はじめに



『LGBTQ/SOGIEに関する相談対応ハンドブック』は、学校において児童生徒からLGBTQ/SOGIEに関する相談を受けた際の対応方法や、いじめの防止・対応策についてまとめたケース・実践集です。本ハンドブックの作成にあたり、校長・教頭・担任の先生をはじめ、教育委員会、スクールカウンセラー、弁護士、医師、ユース支援団体の方々など、多様な専門家の方々にご協力いただき、心より感謝申し上げます。

近年、LGBTQを取り巻く状況は大きく変化しています。2023年6月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定され、学校の設置者及び学校はLGBTQに関する教育・啓発の推進、教育環境の整備、相談機会の確保が努力義務となりました。さらに、2024年度からは、小学校保健体育の全ての教科書にLGBTQや多様な性についての記載が加えられ、学校教育における取り組みの重要性が一層高まっています。

このような変化の中で、学校や教育委員会のみなさまからは「LGBTQへの取り組みをどのように進めればよいか」といったご相談が増えていきます。だからこそ、これまで全国で積み重ねられてきた学校や教育委員会のみなさまの実践を共有し、全国の学校でLGBTQの子どもたちも安心して過ごせる環境が整うことを願い、本資料を制作しました。

本ハンドブックを手にとってくださったみなさま方が、LGBTQの児童生徒にとっても安心・安全な学校づくりを進めてくださることを、心より感謝しています。また、教職員向けの無料オンライン相談会や勉強会も随時開催していますので、実践の中でお困りのことがございましたら、ぜひご相談・ご連絡いただけますと幸いです。

認定特定非営利活動法人 ReBit 一同



LGBTQ/SOGIEに関する 相談対応ハンドブック

目次



1. 学校で取り組む必要性	P3
1) LGBTQとは?	P3
2) LGBTQの児童・生徒や、学校の状況	P4
3) LGBTQに関する法律・指針など	P5
2. 児童生徒からの相談対応	P6
1) はじめての相談（一次相談）	P7
2) 教職員チームでの対応と環境調整	P13
3) 継続的な対応と外部連携	P17
3. いじめ防止	P22
1) 個別のいじめへの対応	P25
2) 被害者がはっきりしない侮蔑・揶揄への対応	P27
3) 冗談のような雰囲気、侮蔑・嘲笑が発生している場合	P28
保護者の支援と啓発	P29
教育委員会ができること	P31
トランスジェンダーと医療	P33
外部相談先との連携	P35
相談先一覧	P36
LGBTQや多様な性について児童生徒に教える	P37
御校の取り組みに、ReBitがお手伝いできること	P38

1. 学校で取り組む必要性

1) LGBTQ とは？



性のあり方を構成する要素

性のあり方（セクシュアリティ）を4つの要素からみてみましょう。

法律上の性	戸籍など、法律上で割り当てられた性別。日本では、男・女の2通り
性的指向 (Sexual Orientation)	どの性別を恋愛の対象とするか/しないか
性自認 (Gender Identity)	自分の性別をどのように捉えているか
性表現 (Gender Expression)	どのような服装、振る舞い、言葉遣いなどをするか

✔ポイント

- ・性的指向と性自認の組み合わせを「SOGI(ソジ)」といい、性表現加えて「SOGIE(ソジー)」といいます。
- ・誰もが持つ性の多様性を尊重する言葉として国際的に使用されています。

■ LGBTQ とは

LGBTQ とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングの頭文字をとった言葉で、性的マイノリティを表す総称のひとつです。このほかにもさまざまな言葉があり、性のあり方は多様です。

レズビアン (Lesbian)	性自認が女性で、女性を好きになる人
ゲイ (Gay)	性自認が男性で、男性を好きになる人
バイセクシュアル (Bisexual)	女性も男性も好きになる人
トランスジェンダー (Transgender)	性自認と出生時に割り当てられた法律上の性が異なる人
クエスチョニング (Questioning)	性のあり方を決めない人、決めたくない人

他者に恋愛感情 / 性愛感情を抱かない「アロマンティック / アセクシュアル」や好きになる性別を問わない「パンセクシュアル」等、ほかにもさまざまなセクシュアリティがあります。

✔ポイント

- ・LGBTQ 以外にも、LGBTQs・LGBTQ・性的マイノリティ等、示し方はさまざまです。
- ・ホモ・オカマ・レズ等は、揶揄する言葉なので使わないでください。
- ・さまざまな調査から、性的マイノリティの割合は人口の約3-10%程度と考えられています。

2) LGBTQ の児童・生徒や、学校の状況



LGBTQ にとって、学校や家庭が必ずしも安心できる場所であるとは限りません。調査によると、LGBTQ の68%が小学校から高校の間にいじめを経験^{*1}し、過去1年の間に70%が学校でセクシュアリティに起因する困難を経験しています。また、89%のLGBTQ ユースが、保護者との関係においてセクシュアリティに由来する困難を抱えています。

一方で、LGBTQ ユースの93%が教職員に、91%が保護者に対して、自身のセクシュアリティについて安心して話せないと回答し、周囲に安心して相談できる大人がいません。こうした状況は、LGBTQ の児童生徒の高い不登校率（不登校を経験したLGBTQ 中学生22%、高校生15%）や、高い希死念慮（10代LGBTQ の2人に1人が過去1年に希死念慮を経験）につながる深刻な課題となっています^{*2}。LGBTQ の児童生徒が安心して過ごせる環境を整えることは、教育現場における喫緊の課題です。

🔊声

- ・自認する性で生きられないことが死にたくなるくらい辛いことだと分かってほしい。何気ない言葉に沢山傷ついてるのを知ってほしい、気づいてほしい。(10代・FtX、パンセクシュアル・埼玉県)
- ・10代のときに先生たちに理解がなく、「思春期の一時的な気の迷い」とか「あんたはおかしい」とか言われて辛かった。最終的に不登校になって自傷行為もしていた。(20代・トランスジェンダー男性、パンセクシュアル・岡山県)

▶ LGBTQ の児童生徒の現状に関する詳細は、「LGBTQ/SOGIE インクルーシブな学校・学級をつくろうハンドブック」P3～8をご参照ください。

*1 いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン (2014) 平成25年度東京都地域自殺対策緊急強化補助事業「LGBTの学校生活に関する実態調査(2013)」*2 認定NPO法人ReBit (2022)「LGBTQ子ども・若者調査2022」

3) LGBTQ に関する法律・指針など



学校で、LGBTQ に関して教育・啓発、教育環境の整備、相談機会の確保を行う重要性を定めた様々な法律・指針等があります。

(参考) 文部科学省「性的マイノリティに関する施策」サイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1415166_00004.html

■ LGBT 理解増進法

2023 年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（通称：LGBT 理解増進法）」が制定され、学校の設置者及び学校に対して LGBTQ に関する教育・啓発の推進、教育環境の整備、相談機会の確保が努力義務として定められました。

■ 生徒指導提要

2022 年に文部科学省は、改訂版「生徒指導提要」に「性的マイノリティに関する課題と対応」という項目を設けました。以下、その主な内容を抜粋します。

①いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進すること

教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通する。

②児童生徒が相談しやすい環境を整えること

性的マイノリティとされる児童生徒には、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があることなどを踏まえつつ、学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていくこと。

③組織的に支援体制を整え、必要な支援を行うこと

当該児童生徒の支援は、最初に相談を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外の連携に基づく「支援チーム」をつくり、ケース会議などのチーム支援会議を適時開催しながら対応を進める。学校として、先入観をもたず、その時々児童生徒の状況などに応じた支援を行うことが必要。

■ いじめ防止法（P22 参照）

2017 年に文部科学省は、「いじめ防止対策推進法」に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定し、「いじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」ことが記載されました。

2. 児童生徒からの相談対応

本章は A 市立中学校 2 年生の学級担任の山中先生が、生徒の早瀬さんから相談を受けて、対応をすすめていくケース検討です。

以下、3つの場面にかけて、LGBTQ/SOGIE に関する相談対応を進める上で大切なポイントを考えていきます。

なお、相談が寄せられる前から、相談体制を整備することが重要です。本件のような相談があった場合、貴校ではどのような対応が可能か、教職員間で検討をしてください。

■ 場面

- 1) はじめての相談（一次相談） P7～P12
- 2) 教職員チームでの対応と環境調整 P13～P17
- 3) 継続的な対応と外部連携 P17～P21

■ 登場人物



早瀬れいさん：A 市立中学校の 2 年生に在学中。
法律上の性別は女性、法律上の名前は玲子。



山中先生：早瀬さんの学級担任



上野先生：中学 2 年の学年主任



岩下先生：養護教諭



渡辺先生：教頭



小賀先生：スクールカウンセラー

1) はじめての相談（一次相談）



修学旅行をひかえ、早瀬さんから担任の山中先生に、「ちょっと修学旅行のことで話したいことがあります」と声かけがありました。そこで、放課後、相談室にて個別面談を設定しました。



山中：今日は時間をとってくれてありがとう。修学旅行のことで話したいことがあると言っていたけれど、一緒に考えられることがあれば嬉しいなと思って。



早瀬：はい……。ちょっと、お風呂が、どうしても無理そうだな、と思って。



山中：お風呂か。どんなふうに無理そうって思うのか、もう少し聞いてもいい？



早瀬：……誰にも言ったことないんですけど、自分、女でいるのがつらいんです。普段、家の風呂で自分の身体が目に入るのも嫌なのに、それを他人に見られるとか絶対無理です。それに、他の女子の裸を見ちゃうのも気まずいし。こんなのが変ですよね。



山中：そうか、①教えてくれてありがとう。あなたがそう感じることは、変でも何でもないよ。



早瀬：そうなんですか？



山中：うん、自分の生まれた時に割り当てられた性別に違和感がある人っているんだよ。よかったら、あとで本を紹介するね。そのことはこれからゆっくり話せたらと思うけど、修学旅行のことももうちょっと聞いていい？②不安なのは、お風呂だけ？他にもある？



早瀬：今のところ、お風呂が一番いやです。一人でお風呂に入れたらいいんですけど。



山中：そうなんだね。じゃあ、もし一人でお風呂を使えとしたり、修学旅行自体は参加したい？



早瀬：それは、はい、行きたい気持ちはあります。



山中：ありがとう。修学旅行のことは2年生の先生たち全員で担当していて、お風呂や部屋のことは学校全体で決めているから、③もし早瀬さんがよかったら、関係する先生に今の話を伝えて、一緒に考えられるといいと思うんだけど、どうかな？例えば、学年主任の上野先生、養護教諭の岩下先生、教頭の渡辺先生に伝えるのは、どう思う？一緒に自分で話してもいいし、私から伝えてもいいよ。



早瀬：そうですね。その先生たちなら、伝えてもいいかな、と思います。自分から話せる自信がないので、山中先生から、他の先生に伝えてもらえますか？あと、親には言わないでほしいです。もちろん、他の生徒たちにも言わないでほしいです。



山中：わかりました。じゃあ、まずは先生たちにはどういう説明がいいか、一緒に確認してくれる？



その後、関係する先生（上野先生、岩下先生、渡辺先生）への説明内容を、二人で確認しました。④その際に、トランスジェンダーや性別違和がある人のインタビューが載っているウェブサイトや、性の多様性について書かれた本を一緒に見ました。その中で、10代のLGBTQが集える、自治体やNPO法人が運営している交流会が紹介されていて、早瀬さんから「行ってみたいかも」という言葉があったため、次までに山中先生が詳細を確認しておくことを約束しました。

今回は、教職員チームの話し合いを経て、1週間後に早瀬さんと面談予定です。また、早瀬さんから「学校の中で話を聞いてもらえる場所が増えたら安心する」という発言があり、本人からの同意の上で、スクールカウンセラーの小賀先生へも情報を共有し、連携していくことになりました。

■ 相談対応のポイント

①傾聴と受けとめ

まず、悩みや不安を否定せず受けとめ、「話して大丈夫だった」と思える状態をつくりましょう。

②困りごとと希望の確認

本人に具体的な困りごとがあるのかを確認しましょう。また、困りごとの解消についてはどのようにしたいと希望しているのか、聞き取りましょう。その時、「その解決方法は難しい」などの判断をしたりすることは避け、次のステップにつなげましょう。

③情報共有範囲の確認

セクシュアリティ（性のあり方）は機微な個人情報です。カミングアウトの有無や情報共有の範囲は、児童生徒本人が決める権利があります。秘匿したい場合があることにも留意して、「誰に話しているか」「誰に情報共有をしようか」を確認しましょう。また、対応を検討するにあたって、教職員での情報共有が必要と考えられる場合、「このような理由から、〇〇先生とも一緒に考えたいのだけど、どうだろうか」など、情報共有の理由を伝えた上で、本人の承諾を得るようにしましょう。また、伝え方や伝える内容についても、本人の希望を確認しましょう。

保護者にも秘匿してほしいと希望される場合もあります。その場合、まずは希望を受けとめ、対応の中で保護者の同意やサポートが必要になったタイミングで、再度対応について相談するようにしましょう。

④本人への情報提供

多様な性のあり方に関する基礎知識や、相談窓口等について、十分な情報が得られていない可能性もあります。また、インターネット等を通して情報に触れている場合でも、その情報が正しいとは限りません。ロールモデルを知ることができる情報源や、学校以外で安全につながることもできる相談窓口・交流機会等を伝えましょう。図書館に本がある、という場合、貸出履歴が残ることや周囲の目を心配して手に取れない場合もあるため、可能な限り、保健室や学級文庫などにも書籍を入れておくことが有効です。

■ コラム：セクシュアリティに関する情報の取り扱い



■ 弁護士

教員が児童生徒から困りごとの相談を受けた際は、一人で抱え込まず、管理職等と情報を共有し、学校組織全体で対応すること、また、保護者と連携しながらの支援が望ましいケースが多いといえます。しかし、性自認や性的指向に関わる相談を受けた場合には、本人に対し、保護者や管理職に伝えてよいかどうかを確認し、同意を得た場合に限り、情報共有することを原則とすべきでしょう。

性自認や性的指向は、非常に機微な情報であり、本人の同意を得ずに、かかる情報を第三者に伝えること（以下「アウトティング」といいます）により、本人の人格権やプライバシー権を侵害する可能性があります^{*1}。アウトティングが本人の生命にも影響を与えるような深刻な事態に繋がる可能性もあります。保護者が、性的マイノリティであることを受容できない場合には、本人が家庭で責められ、居場所がなくなったり、虐待に繋がったりする可能性もあります。

平成26年に実施された文部科学省の調査^{*2}でも、調査に回答した性的マイノリティの児童生徒のうち、約6割が、他の児童生徒や保護者に知らせておらず、学校が保護者に情報を秘匿したまま学校として可能な対応を進めた事例があったことが報告されています。学校での組織的な対応のために管理職との情報共有が必要な場合には、本人に対し、なぜ管理職に共有するのかの理由を丁寧に説明し、管理職と情報共有することについて、本人に理解を求めることが考えられます。

以上が原則ですが、例外的に、本人の人格権やプライバシー権等の権利と保護者や管理職に開示する必要性や緊急性、開示の態様等を比較衡量して、本人の同意なく情報を提供できる場合があるでしょう。具体的には、本人の生命、身体に重大な影響を及ぼすような緊急性が高い場合に、必要な範囲内で情報を提供するケースなどが考えられます。



^{*1} 大学院生Aが、同級生からゲイであることを暴露され、その後、校舎から転落してなくなり、Aの保護者が同級生と学校法人に対し損害賠償請求を求めた事案において、裁判所は、アウトティングは、Aの「人格権ないしプライバシー権等を著しく侵害するものであって、許されない行為」であるとしています（東京高判令和2年11月25日）。
^{*2} 文部科学省「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について」（平成26年6月13日）

■ 多様な専門家と考える Q&A

Q 相談が来る前からできることはありますか？相談してもらえよう
にどんな工夫ができますか？

A ■ 中学校 学級担任（鳥取県）



「もし相談があったらこのように対応しよう」と準備
をしているだけでは、児童生徒は相談してくれません。
大切なのは、「この人にはカミングアウトしても大丈夫
そうだな」と感じてもらうこと。そのために普段の言動で「どんな
些細なことでも相談してほしい、私はそれに真剣に向き合う」と表
明しておくことです。

私が意識しているのは、様々な立場の人に配慮した言動をすること
です。たとえば、ひとり親家庭の子、虐待の経験があったり愛着
形成がうまくいかなかったりした子、発達障害などで周囲の人との
ちがいを感じている子、外国に（も）ルーツがある子、いじめ経験
のある子、食物アレルギーで給食に配慮が必要な子、転入生など、
クラスの中には元々多様なマイノリティがいます。そういう子ども
たちも心理的安全性を得られるクラスづくりをすることで、LGBTQ
の子どもたちにも、「自分には大切にされる権利がある」と気づいて
もらえるように心がけています。

A ■ 小学校 学級担任（千葉県）



私が実際に取り組んだこととして、まずは、書籍
やサイトから情報を得たり研修等に参加したりして、
「LGBTQ について正しく知る」ことから始めました。
学びを重ねると、何を大切に、何を直すべきかが見えてきます。
それにより、自分の言動を見直すことはもちろん、「男子（女子）は
こうあるべき」という考え方や、不必要な男女分けの活動を改善し
ました。また、教室にさりげなく LGBTQ に関する本を置いたり、
6色レインボーのグッズを使用したりすることも効果的です。グッ
ズに興味を示す児童に対して、6色であることを伝えました。すると、
自ら調べ、先生がアライであることを気づきます。このように、相
談しやすい雰囲気を作り出すように心がけています。

A ■ 小学校 校長（埼玉県）



定期的に、教職員で学ぶ機会をつくるようにしてい
ます。特定の教諭だけが知識を持っていても、十分で
はありません。どの教諭にも、同じように安心して相
談できるよう、学校全体で取り組むことが必要だと考えています。

また、保健室の前に教育委員会から配布されたポスターをはる、
学校通信で保護者宛にも情報を伝えるなど、継続的に情報発信をす
ることも心がけています。そして、「多様性を尊重しよう」というメッ
セージが学校生活全体から伝わるように、共通方針を示すことも管
理職の役割だと思っています。全員「さん」付けで呼ぶこと、運動会や
発表会では演目を男女分けしないこと、学用品は「女子用・男子用」
ではなく自由に選べるようにすることなど、学校全体でその意義を
確認しながら、連携して取り組んでいます。

考えてみましょう

? 山中先生のように、面談の中で児童生徒から性別に違和があるこ
とや、同性に惹かれることなどを伝えられたら、あなたはどのよ
うに回答しますか。具体的な言葉や、その時に気を付けることを
考えてみましょう。

? 児童生徒から LGBTQ に関する相談が寄せられた場合、どのような
情報提供をしますか？学校の蔵書や、自治体で行われている交流会、
電話相談窓口、手渡せるパンフレットなどを調べてみましょう。

2) 教職員チームでの対応と環境調整



山中先生の呼びかけで、①4人の教員とスクールカウンセラーの小賀先生は進路指導室に集まりました。



山中：今日はありがとうございます。クラスの生徒からの相談を受けて集まっていただきました。今日お伝えすることに関しては、現時点では②この4人のみへの共有なので、他の教諭へは秘匿していただくようにお願いします。

早瀬さんと相談して、「他の先生には、この内容で伝えよう」というメモを用意していたため、それを机に置いて見てもらいながら、状況を説明しました。その後、どのような対応をするか話し合っ中で、下記のような発言がなされました。



上野：個別入浴ができるように、対応を進めましょう。また、他にも困っている生徒もいるかもしれないので、個別入浴ができることは、学年全体にアナウンスしましょう。希望者は申し出れば、理由を言わなくても教員の部屋のシャワーを利用できるようにしましょうか。



渡辺：その方法であれば、これまでも生理中の生徒や体調不良の生徒の対応としてやったことがありますし、早瀬さんだけの個別対応としてではなく、全体の工夫としてできそうですね。



岩下：最近、早瀬さんはお休みが増えていますよね。休んでいる日は、体育が重なっている日が多いんです。もしかすると、体育の着替えも困っている可能性があります。それに、授業中に保健室に来てすぐ教室に戻ることも多いのですが、もしかしたら1階の多機能トイレを使いに来ているのかもしれないですね。修学旅行の準備と並行して、③日常の学校生活で困っていることについても、聞き取りができるとよいと思います。



小賀：そうですね。修学旅行以外のことについても話せる場として、一度、私との面談を設定してみましましょうか。山中先生から早瀬さんに聞いていただけますか？

教職員チームでの話し合いを経て、教育委員会へも修学旅行での個別入浴の対応事例について相談したところ、いくつかの学校での対応事例を紹介してもらいました。④それもふまえて、希望者は理由を伝えずとも教職員の部屋で個別入浴が可能であること、修学旅行に関して心配事や相談したいことがある人は、担任が養護教諭の岩下先生に相談できることを、学年全体にアナウンスすることにしました。また、早瀬さんの「他の先生や生徒、⑤保護者にも伝えたくない」という意思を尊重し、修学旅行までの検討はこの5名の教職員のみで進めることにしました。

コラム：教職員チームで対応する際のポイント



■ 小学校 教頭（東京都）

どの先生が相談を受けても同じように対応できるように、学校全体での対応方針とフローを決めておくことが大切です。本校では、いじめに関連する相談は、「いじめ防止の基本方針」で定める「いじめ防止委員会」で対応することとし、それ以外の相談は、別途定めている個別相談の対応フローに基づいて対応する、としています。アウトィングを防ぐためにも、「自分が相談を受けたら、誰へ共有を検討するか」「子どもには、情報共有についてどう意思確認するか」など、具体的なケース検討に基づいて、教職員の共通認識をつくるようにしています。



■ スクールカウンセラー（大阪府）

初期段階から、カウンセラーも含めた複数の専門性を活かすチームで対応にあたるよう、準備が重要です。相談対応中も児童生徒の日常生活は続くため、チーム内の役割分担も有効です。例えば、教員は教科指導や生活指導を含め、教育のプロとして学習面や学級生活を支援し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、専門職として気持ちを聞き取ったり、家庭環境などの状況把握をしたりする、といった分担です。カウンセリングでは、守秘義務があることを伝えた上で、「何を話しても大丈夫」と感じられる環境づくりを心がけています。児童生徒から聞き取った内容のうち支援にあたって大切な情報は、本人の了承をもらった上で、教員など多職種に伝え、皆で同じ方向を向いて関われるようにすることも大切だと感じています。校内研修等で、互いの役割の認識を深め、アウトィングが起らないよう配慮した情報共有の方法を確認しておくことも、円滑な連携につながります。

■ 相談対応のポイント

①対応チームを事前に検討する

LGBTQ/SOGIE に関する相談を受けた際、どのような教職員等のチームで対応するかを事前に検討し、周知しておくことが重要です。『生徒指導提要』でも示されている通り、課題の深刻化を防ぐために、特定の教職員だけで抱え込まず、「チームによる支援」を行うことが求められます。ただし、アウトティングには十分な注意が必要です(②参照)。また、相談内容や対応のフェーズに応じて、適切な支援チームの形を検討し、役割分担を明確にしておくことが大切です。例えば、以下のような支援の枠組みが考えられます。

- ・校内連携型：複数の教職員が協力して対応する
- ・ネットワーク型：学校・教育委員会・関係機関が専門性を活かしながら対応する(P17,18 3) 継続的な対応と外部連携を参照)
- ・緊急支援型：自殺念慮や深刻ないじめ被害など、緊急性の高い事案に対応する

②アウトティングに配慮し対応する

本人の同意なく第三者にセクシュアリティを暴露する「アウトティング」はプライバシーの侵害に該当します(P10 参照)。アウトティングを防ぐため、誰に、何を共有するか/しないかを、本人と丁寧に確認しましょう。また、意図しないアウトティングを防ぐために、以下を工夫してください。

- ・資料管理の徹底：議事メモや資料は配布しない、または回収する。
なお、特定の個人が識別できる情報(名前等)は記録しない。
- ・会議の環境配慮：オープンスペースではなく、個室で実施する。
- ・予定表への記載配慮：会議名に生徒の名前や具体的なテーマを記載しない(NG例：「早瀬さんの性別違和に関する会議」)

③困りやすい場面を想定し、本人と対話する

困りごとは個人差がありますが、本人も「どこに困っているのか」を言語化できないこともあります。具体的な場面や事例を提示しながら対話を進めることが有効です。本資料に付属する「ヒアリングシート」(P17 参照)を活用し、聞き取りを行うことができます。

④「誰もががりづらい包摂的な環境づくり」と「困った際の個別対応」の両軸で対応を進める

【誰もが困りづらい包摂的な環境づくり】

修学旅行のお風呂の困りごとは、早瀬さんに限らず、他の生徒も悩んでいる可能性があります。LGBTQ の児童生徒がいることを前提に、相談がある前から、環境調整を行うことが望ましいです。また、特定の誰かだけへの特別な対応とするのではなく、誰もが利用できる仕組みにすることで、誰もが安心できる環境にしましょう。例えば、今回のように、宿泊行事の際に誰もが理由を伝えずとも個別入浴を選択できる仕組みを導入することで、性別違和を抱える生徒に限らず、多様な理由から集団入浴を控えたい生徒たちへも安心できる包摂的な対応となります。

【困った際の個別対応】

困ったときに安心して相談できるよう、相談窓口や担当者を明示しておくことが重要です。特に、宿泊研修や健康診断など、性別違和のある児童生徒が困りやすい場面では、事前に相談できる場所があることを周知しましょう。また、相談があった場合は、本人の希望に寄り添いながら、丁寧に対応を進めてください。

⑤保護者連携は、本人の希望を尊重しサポートする

当該児童生徒の生命や身体に重大な影響を及ぼすような緊急性が高いケースを除き、本人の同意なしに勝手に本人のセクシュアリティや関連する情報を伝えることは、保護者であっても避けてください。カミングアウトをするかしないかを児童生徒に意思確認する際には、伝える場合・伝えない場合のメリットとデメリットを丁寧に整理し、本人が十分に意思決定できるようサポートしましょう。

なお、保護者がLGBTQ に詳しくない場合を考慮し、伝える際にはあわせてLGBTQ に関する情報や相談先をまとめた資料を渡すこともおすすめです。

また、児童生徒・保護者・教職員の三者面談を実施して、教職員がサポートしながら伝える場を設けることもできます。

■ 相談ヒアリングシートについて

このハンドブックが含まれている資料キット「Ally Teacher's Tool Kit：安心な学校をつくろう編」には、LGBTQに関する相談対応に活用できるヒアリングシートの雛形と記載例を別添しています。

このヒアリングシートは、相談内容や本人の希望、情報共有の範囲などを記録でき、相談者と対応者の認識をすり合わせる際にも有効です。また、機微な個人情報を含むため、保管方法には十分な配慮が必要です。

▶ダウンロード

<https://rebitlgbt.org/teacher/>



✍️ 考えてみましょう

? 児童生徒からの相談があった場合、対応チームはどのようなメンバー構成になるか考えてみましょう。また、「相談があった場合のフロー」について学校全体に周知してみましょう。

? 児童生徒から、「性別違和がある」という相談が寄せられた場合を想定し、学校の日常生活において、どのような場面で困る可能性があるか、具体的な場面をあげてみましょう。また、本キットに含まれている「LGBTQ/SOGIE インクルーシブな学校・学校をつくろうハンドブック」を活用して、相談が寄せられる前から工夫できることがあれば取り組んでみましょう。

3) 継続的な対応と外部連携



修学旅行では、早瀬さんの希望に配慮し、教員の部屋のシャワーを利用して個別入浴の対応をしました。修学旅行後、早瀬さんが「行けてよかった」と話してくれました。今後も継続的なサポートを行うため、スクールカウンセラーの小賀先生との定期面談を続けていくことになりました。

■ 通称名利用と制服の変更

定期面談の中で、早瀬さんから「玲子」ではなく「玲」という名前を使用したいこと、また制服はリボン・スカートではなくネクタイ・スラックスを着用したいという希望ができました。そのため、通称名の利用と制服の変更に

向けて、対応チームと共に校内調整を進めることにしました。さらに、これを機に性別で制服を分けるのではなく、誰もが自由に制服を選択できる仕組みを整えるため、教職員間で検討を開始しました。

■ 周囲との調整

通称名の利用と制服の変更に関する校内調整を進める中で、早瀬さんから「クラスメイトたちにカミングアウトしたいけど、受け入れてくれるか不安だから悩んでいる」との相談がありました。小賀先生が、カミングアウトをしなくても名前や制服を変更できることを伝えたくて、①本人の意向を尊重しながら、他の生徒へ伝えるかどうか、伝える場合はその方法についても話し合いを進めることにしました。

■ 保護者との連携

定期面談の中で、早瀬さんから「親にもセクシュアリティを受け入れてもらえたら安心なのになあ」という言葉がありました。どのようなサポートが望ましいか本人に確認したところ、「親に伝える場に、小賀先生にも同席してほしい」との希望がありました。そのため、三者面談を設定しました。

当初、保護者の方は戸惑いを見せていましたが、小賀先生との個別面談を重ねる中で徐々に理解を深めていきました。また、情報提供したLGBTQの子どもの持つ保護者向けの自助団体に参加し、支援者や他の保護者と交流することで、次第に早瀬さんを温かく見守る姿勢へと変化していきました。

■ 教育委員会・進学先・医療機関等、外部連携

定期的に保護者を含めた三者面談を続ける中で、早瀬さんから「高校では男子生徒として登校したい」と希望がありました。そこで、②教育委員会および③進学希望校に対し、受験時の通称名使用の可否や、入学後の配慮について照会を行いました。この問い合わせは、個人情報を伏せたうえで、学校からの確認として実施しました。

また、早瀬さんが自身の身体への違和感を強く訴えることが増えたため、④連携できる医療機関を探すことになりました。②教育委員会に相談したところ、性別違和について相談できる医療機関の候補リストを提供してもらうことができ、今後、必要に応じて医療機関との連携を進めていく予定です。

■ 対応のポイント

① 周囲との調整

学校生活上の困難を具体的に解消していく段階で、周囲へのカミングアウトを検討することもあります。本人の希望や周囲の児童生徒の状況を適切にアセスメントしつつ、本人が希望するカミングアウトの範囲やタイミングを尊重してください。なお、カミングアウトをするように強要すること、しないように制限することは避けてください。

また、理解促進のためにLGBTQに関する授業をすることも有効です。授業で活用できる資料についてはP37、38をご覧ください。

② 教育委員会との連携

教育委員会は他校・他地域の事例や外部資源等の情報を持っていることも多く、校内の資源や情報のみでは対応が難しい場合や、進学等の学校を越えた対応が必要となる場合、連携できる相談先の一つです。日頃から、LGBTQ/SOGIEに関する相談は教育委員会のどの窓口・担当者と連携ができるのか、確認しておくことが大切です。

③ 進学にあたっての校種間連携や進路選択時のサポート

校内でのサポートに加えて、進学や就職に際してサポートが必要になる場合もあります。例えば、入学試験や就活面接等において、通称名が使えるか、制服で行かなくてもよいか、LGBTQの取り組みをしているか等、事前に分かっていると安心な情報もあります。本人が直接問い合わせをすることで、意図しないカミングアウトにつながるリスクもあるため、希望に応じて、進学・就職希望先の取り組みを調べたり、先生から問い合わせたりすることもサポート方法のひとつです。（「LGBTQ/SOGIE インクルーシブな学校・学級をつくらうハンドブック」P27・28参照）

④ 医療機関との連携

性別違和がある場合、本人の状況や希望に応じて医療機関との連携を検討する場合もあります。学校において医療機関の斡旋をすることはできませんが、ジェンダークリニックやカウンセリングルーム等、活用できる資源を保護者も知らない場合もあります。そのため、必要に応じて選択肢の情報を提供することが可能です。（P33トランスジェンダーと医療参照）

■ コラム：学校での通称利用について



■ 弁護士

この事例のように、児童生徒本人や保護者から、トランスジェンダー等性的マイノリティであることを理由に学校で通称名を使用したいとの相談を受ける場合があります。戸籍名を使用することに、精神的な苦痛を感じ、通称名を使用したいという本人の希望に基づくものであることが多いでしょう。将来的な戸籍名の変更を視野に入れて、学校での通称名の使用を希望されるケースもあります。

戸籍名を変更するには、家庭裁判所に対し、名の変更許可の申立てをし、家庭裁判所の許可を得る必要があります（戸籍法107条の2）。家庭裁判所は、名を変えることに「正当な理由」（同条）があるかどうかを判断しますが、性的マイノリティであることを理由とする名の変更の申立ての場合、通称名の使用実績も考慮されます。

なお、文部科学省も、性的マイノリティの児童生徒の支援の一例として、「校内文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す」ことを挙げています。



■ コラム：制服やトイレを包摂的にするために



■ 中学校 校長（福岡県）

相談しやすい環境づくりのためには、学校生活のあらゆる場面で、言葉だけではなく多様性尊重のメッセージを伝えていくことが重要だと思っています。例えば、制服については、スカート・スラックスを自由に選べるようにしており、「女子用・男子用」ではなく、「Aタイプ・Bタイプ」という名前と呼ぶことで、ジェンダーを問わずに選択できることを伝えています。また、学内のトイレのうち、車いす用トイレと来客用トイレは、「みんなのトイレ」と名称を変更し、入学時に誰でも使ってよいことを伝え、教員たちも時折使うようにしています。講演や授業、学級活動での取り組みも大切ですが、学校全体で人権感覚を育む日常づくりこそが土台になると思います。



Q 入学時から性自認に即して学校生活を行うトランスジェンダーの児童生徒には、どのようなサポートが必要ですか？

A



■ 支援団体スタッフ（東京都）

「トランスジェンダーの子どものカミングアウト」と言うと、性別違和をもちながら出生時に割り当てられた性別で学校生活を送っている児童生徒が、性自認について周囲に伝えることを想定しがちですが、トランスジェンダーの子どもの中には、幼少期から性自認に沿った生活を送っていて、法律上の性別や名前を秘匿して入学する場合があります。その場合、その子にとっては、「法律上の性別や名前を明らかにすること」がカミングアウトに相当することとなります。

カミングアウトするかどうかは本人だけが決める権利のあることなので、それ以外のかたちでうっかり伝わってしまう、ということがないよう、学籍名簿上の名前や性別情報は機微な個人情報であるという認識で取り扱うことが重要です。

また、成長段階に応じて、本人の困りごとや検討したいテーマも変化します。低学年の時は困っていないように見える児童でも、二次性徴を迎える時期に、体の変化に伴った困りごとが生じたり、宿泊学習における部屋割り等の課題が出てきたりすることもあります。進学や就職に際しては、進路先への情報共有についても検討が必要になるでしょう。

必要に応じて医療機関や支援団体とも連携しつつ、本人の状況にあわせたサポートができるよう、継続的なチーム対応を行うことが大切です。

📎 考えてみましょう

? 校内で継続的な面談等の機会を設ける場合、今の学校状況では、誰がどのように担当するか、想定してみましょう。また、その場合の進捗共有は、どのように行うか、話し合ってみましょう。

? 今、学校で相談を受けた場合、連携できる先や紹介できる団体等はどのようなものがあるか、リストアップしてみましょう。

3. いじめ防止

文部科学省は、2017年に、「いじめ防止対策推進法」に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂を行い、性的指向・性自認に関する記載が盛り込まれました。本方針に基づくいじめ防止の取り組みを推進するうえで、LGBTQの観点を取り入れる際のポイントについて記載します。

■ 学校いじめ防止基本方針の策定

学校においては、「いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針」を策定することが義務となっています。この方針の中で、性的指向・性自認に係る嘲笑やからかい等についても、対応が必要ないじめの事例であるという共通認識を持ち、学校全体で対策を進める必要があります。

■ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校におけるいじめの防止等に関する措置やいじめが発見された対応を進めるために、教員のみではなく、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、弁護士等、学校に関わる大人が連携して対応にあたるよう、事前にチーム支援の体制を整えておくことが重要です。

■ いじめの早期発見のための措置

いじめの早期発見のためには、「全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めること」と、「児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えること」が重要と記載されています。そのために、下記のような取り組みが考えられます。

- ・教職員全員が研修を受講し、性的指向・性自認に関する嘲笑やからかいもいじめであると認識できる体制を整えること。
- ・教職員の全員が、自分も相談を受ける可能性があることを認識し、適切な対応をできるようにすること。
- ・匿名性を保った状態で、いじめやいじめが疑われる事象の報告ができる機会をつくること。

■ 道徳教育等の充実

全ての児童生徒が多様な性について十分に学ぶことができるよう、授業実践や情報提供を検討することが大切です。なお、教科書においてもLGBTQや多様な性に関する記載がされています。2024年度から小学校保健体育の教科書全社に、2025年度から中学校道徳の教科書全社に記載されます。LGBTQに関する授業の際に活用できる資料はP37・38を参照ください。

LGBTQ といじめの現状



LGBTQ の 68% が小学校から高校の間にいじめを経験したという調査もあり、LGBTQ はいじめにおける高リスク層です^{*1}。しかし、LGBTQ の 93% が学校の教職員に、自身のセクシュアリティについて安心して話せないと回答しています^{*2}。いじめの防止や対策において、LGBTQ/SOGIE の観点も包摂して取り組むことが重要です。



LGBTQ の子ども若者たちの声

毎日服を脱がされるいじめを受けていたが誰も助けてくれなかった。体育の授業で着替えをしなかったので教員に無理やり脱がされた。(20代・出生時に割り当てられた性は答えたくない、性自認は女性、パンセクシュアル・千葉県)

セクシュアリティがバレたらより一層いじめられると思っていた。田舎なのですぐ近所に伝わって親にもバレてひどく怒られてより全てを否定されると思って何も言えなかった。死にたかった。(30代・FtX、パンセクシュアル・岩手県)

中学のとき、いじめられていた。「男みたいできもい」「本当に女なの？」と制服を脱がされたり、上履きをトイレに入れられたりした。(30代・トランスジェンダー男性)

セクシュアリティによる差別が良くないことだと先生や学校側が明確なスタンスを打ち出してほしかった。味方になってもらえるか、勇気を出してカミングアウトしてからかわれたりいじめられたときに絶対に味方でいてくれて、いじめた側が間違っているのだという姿勢を明確にしてくれる大人がいれば安心できたと思うし自分のセクシュアリティをそのまま受け入れられたと思う。(30代・バイセクシュアル女性・愛知県)

^{*1} いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン (2014) 平成 25 年度東京都地域自殺対策緊急強化補助事業 [LGBT の学校生活に関する実態調査 (2013)] ^{*2} 認定 NPO 法人 ReBit (2022) [LGBTQ 子ども・若者調査 2022]

コラム：いじめ防止について



■ 弁護士

特に教職員の皆様が学校現場において減らしていきたいことは、LGBTQ/SOGIE に関するからかい等だと思います。そのような予防のために、「いじめ」の予防の観点から何ができるでしょうか。

LGBTQ/SOGIE に関するからかいを、いじめ防止により回避するためには、まず、何故今のいじめの定義になっているのか理解することが重要です。いじめ防止対策推進法 2 条 1 項で「いじめ」が定義されていますが、行為をされた側が心身の苦痛を感じているものであれば、ほぼいじめに該当します。

このようにいじめの定義が非常に広い理由は、①深刻ないじめに発展する前に、初期の段階から止めるため、②普段はそれほど気にならない一言であっても、精神的にしんどいときには、その一言が「最後の押し」になる可能性があるからです。(筆者が実施するいじめ予防授業でもそのように説明しています。)

LGBTQ/SOGIE に関するからかいも同じです。仮に本人はふざけて言っていたとしても、他の児童生徒が同じことをやりはじめて深刻化したり、また、その発言で本人が深く傷つくかもしれないのです。いじめについての理解も深めることで、LGBTQ/SOGIE に関するからかいが何故いけないのか、より深く児童生徒も理解できると思います。

また、LGBTQ/SOGIE というテーマを知っていることと、相談を受けたときに実際に適切に対応・指導できることは、大きく異なります。早期発見及び適切な支援のためにも、研修等では、より具体的な場面での受け答えを学ぶことで、すぐに実践できるようにしておくことが重要です。



1) 個別のいじめへの対応



■ ケース1：いじめが原因のひとつとなり、不登校になった場合



小学校5年生の児童。保護者が話を聞いたところ、4月からクラスの中で「話し方がオネエっぽい」「男なのに髪も長いし、女みたいで変」などの暴言と、班分けの際などに排除を受けていたことが分かった。夏休み明けから不登校になっており、合計30日以上欠席が続いている。

■ 対応のポイント

合計30日以上欠席があり、不登校はクラスにおける暴言や排除といった「いじめ」が原因である疑いがあるため、重大事態と捉えて、調査組織の設置と事実関係を明らかにするための適切な調査を実施する必要があります。

①いじめと本人のセクシュアリティは別の課題であることを認識する

本人がLGBTQであってもなくても、「LGBTQなのではないか」という推測でいじめられることがあります。対応する教職員も、「あの子はLGBTQなのだろう」と勝手に推測し、セクシュアリティを聞き出そうとしてしまうことがあります。しかし、いじめられている児童生徒のセクシュアリティを把握することが、課題解消につながるわけではありません。大切なのは、本人のセクシュアリティに関わらず、現在起きているいじめに適切に対処することです。

②本人が話したくないことを無理に聞き出さない

本人がLGBTQであっても、セクシュアリティを伝えたくない場合もあります。また、いじめの詳細や背景を話したくないこともあります。無理に聞き出そうとせず、本人の意思を尊重し柔軟に対応することが重要です。

③日常的に、相談しやすい環境を整える

児童生徒がセクシュアリティについても相談しやすい環境を整えましょう。これは、いじめを受けている特定の児童生徒ではなく、日常的に全ての生徒に相談できる場所を伝えることが望ましいです。

コラム：いじめの重大事態への対応



■ 弁護士

今回は、30日以上欠席があり、その欠席がいじめが原因である疑いがありますので、いじめ防止対策推進法28条1項に定める「重大事態」にあたります。この場合、組織を設置して調査を行います。当該調査で明らかにしなければならないのは「当該重大事態に係る事実関係」です。「重大事態に係る事実」というのは、先述の事例で言えば、「話し方がオネエっぽい」「男なのに髪も長いし、女みたいで変」などの暴言があったか等です。本人が苦痛を感じればいじめになる以上、重要なのは「本人が苦痛を感じているかどうか」であり、本当に本人が性別違和を持っているかどうかは必ずしも問題となりません。

また、重大事態に該当する場合には、関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことも必要とされています。もし本人が性別違和について話してくれた場合であっても、性別違和に関する情報はプライバシーにかかわる機微な情報なので、学校内での共有範囲に注意することはもちろん、本人の同意がない限り関係児童生徒・保護者に対しては伝えないようにしましょう。

Q 「LGBTQかもしれない」と思う子どもがいます。どうアプローチをしたらいいですか？

A



■ スクールカウンセラー

セクシュアリティは見た目ではわかりません。また、子ども本人から相談を受けていないのに、大人から「もしかして性のあり方のことで悩んでいる？」などと聞くのは避けるべきですが、話したいと思った時にそれが叶う環境が確認しておくことは重要です。例えば、相談室に行くこと自体が「特別なこと」とされていると、ハードルが高くなってしまいます。セクシュアリティのことに限らず、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、「先生でも保護者でもない立場」だから言ってみようと思ってくれることもあります。相談しやすい仕組みづくりも、学校全体で連携して取り組んでいきたい点です。

2) 被害者がはっきりしない侮蔑・揶揄への対応



■ ケース 2：LGBTQ への侮蔑的な落書きがあった場合



小学校、掃除時間中、トイレの個室扉の内側に「レズキモイ」という落書きがあったと報告があった。図書館のLGBTQの本に落書きがあった。

■ 対応のポイント

①いじめとして認識し、落書きについて教職員間で共有する

いじめの芽を摘むためには、毅然とした対応で、「いじめは許されない」という姿勢を示すことが重要です。発見した教職員が状況を共有し、他の教職員と連携して適切に対応できる体制を早期に整えましょう。

②「公共物への落書き」と「落書きの内容」の両面から対応する

落書きは多くの児童生徒の目に触れるため、差別的な内容を見て傷ついている児童生徒がいることが想定されます。「公共物に落書きをしてはいけない」という指導だけではなく、内容の問題にも踏み込み、「差別は許されない」というメッセージを明確にすることが重要です。また、落書きを見た生徒だけでなく、書いた本人も困っている場合もありますので、相談できる先も伝えましょう。

【対応例】

「先生はこの落書きを見て、とても胸が痛みました。これは、いじめです。誰がやったかを探すことはしませんが、決して許されることはありません。でも、もしどうしようもない気持ちがあって落書きをしてしまったのなら、私との連絡ノートに書いてもいいし、〇〇先生や〇〇先生に相談することもできます。」

③人権や性の多様性について継続的に学ぶ場をつくる

特定のいじめ事象と関連づけすぎず、日常的に人権や性の多様性について学ぶ機会を設けましょう。いじめが起きたときだけ指導を行うのではなく、普段から「多様性を尊重するために望ましい言動」を学ぶことが、いじめの防止にもつながります。

3) 冗談のような雰囲気、侮蔑・嘲笑が発生している場合



■ ケース 3：LGBTQ が笑いのネタになっている場合



休み時間に、「やめるよ、お前ホモかよ！きもいな！」という発言と、それに対して複数の生徒が笑っている場面に遭遇した。

■ 対応のポイント

①その場で適切に介入する

生徒たちが笑っているから、困ってなさそうだからと言って、見過ごしてよいわけではありません。今回の場合、「ホモ」という差別的な言葉が使われていること、また、そのことをネタとして笑っていることが、人権侵害やいじめにあたりうると考えられます。この事象に対して何もしないことは、「これは問題のない場面だ」というメッセージになってしまいます。「いじめの芽」と捉えて、適切に介入しましょう。

【対応例】

「え、今『ホモ』って聞こえた気がするけど、どうした？何が面白いの？」「冗談のつもりかもしれないけど、そういう言葉を聞いて嫌な気持ちになる人がいるんじゃないかな？」など

②日常的に「誰かを笑いものにしない」文化をつくる

児童生徒同士だけでなく、教職員の間でも、誰かを揶揄するような発言がないか注意が必要です。特に、教員が生徒をからかったり、教員同士で不適切な冗談を言い合う場面があると、「いじり」や「笑いのネタ」にしてもよいという誤ったメッセージを子どもに与えかねません。また、「自虐ネタ」にも注意が必要です。たとえば、教員が「俺、ハゲてるから」「デブだから」と言うことで、児童生徒がそれらの言葉を真似し、人の容姿をからかうことを許容してしまう可能性があります。同様に、「私、まだ独身なんだよね」と笑いのネタにすることで、「結婚するのが当たり前」という価値観を助長することにもつながります。教職員自身が日頃の発言を見直すことが、互いに尊重し合う文化をつくることにつながります。

保護者の支援と啓発

LGBTQ の子どもたちが直面しやすい困難のひとつに、保護者との関係性や、保護者へのカミングアウトというテーマがあります。

2022 年に ReBit が実施した『LGBTQ 子ども・若者調査 2022』においては、LGBTQ コースの 91.6% が、保護者にセクシュアリティに関して安心して話せない状況にあり、89.1% が保護者との関係で困難を経験したと回答しました。具体的な困難としては、「保護者から LGBTQ でないことを前提とした言動があった」(66.0%)、「保護者に自分のセクシュアリティを隠さないといけなかった」(49.7%)、「保護者が LGBTQ に否定的な言動をした」(47.2%) という項目が続き、LGBTQ コースにとっては、保護者と共に暮らしている場が安心できる状況ではないという現状が伺えます。



LGBTQ の子ども若者たちの声

親にカミングアウトしていないので、自分の好きな服を着たいと言えず、着ることができない。(10 代・出生時に割り当てられた性は女性、性自認は決めていない、性的指向は女性・千葉県)

LGBTQ の芸能人のことを「なにあれキモイ」と親が言っているのを見て、同じセクシュアリティでは無いけれど、嫌だなあと考えた。(10 代・アロマンティック / アセクシュアル・埼玉県)

一方で、保護者も十分な情報がないことにより、子どもからカミングアウトを受けても適切な対応が難しかったり、保護者自身が抱え込んで孤立してしまったりするケースもあります。児童生徒本人が保護者へのカミングアウトを希望した場合は、保護者への情報提供やサポートもあわせて検討する必要があるでしょう。保護者によっては、すぐには受け入れが難しい場合もあるかもしれません。カミングアウトは単発で終わるものではなく、対話を続けながら関係性を構築していくプロセスであることを念頭に、保護者を支援する自助グループなどの資源も活用しつつ、継続的な関わりができるとうれしいです (P36 参照)。

また、性の多様性についての授業を行う際に、事前に学級通信等で保

護者に対してもその旨を伝達しておくことや、PTA の学習会や学校保健委員会等の機会を活用して、保護者が学ぶ機会をつくることも有効です。

■ 多様な専門家と考える Q&A

Q スクールカウンセラーに、保護者も相談していいですか？

A



■ スクールカウンセラー

保護者の気持ちを聴き、相談に乗ることもスクールカウンセラーの仕事なので、必要に応じて面談を設定いただくことが考えられます。また、保護者からの相談に応じられることや、性の多様性に関する基礎知識などを「相談室だより」に書いておくと、「何かあれば学校を通して相談できる」という認知につながります。

Q LGBTQ への不適切な発言を保護者や他の教職員がしている場合、どうしたらいいですか？

A



■ 中学校 学級担任

不適切な発言があるときこそ、理解を促進できるタイミングだと思って見過ごさないようにしています。例えば、「それは差別的な表現ですよ」と真正面から指摘するだけでなく、別のアプローチを試みることもできます。

例えば、「自分も以前は悪気なく〇〇と言っていたのですが、友人に『すごく傷つく表現なんだ』と言われてから気をつけています」と経験を交えて伝えたり、「この間の研修で、講師が△△は□□と言い換えるとよいと話していました」と外部の専門的な意見を紹介しながら伝えることも、相手の理解を促す方法のひとつです。大切なのは、相手を責めるのではなく、よりよい言葉や考え方を共有する姿勢を持つことです。こうした積み重ねが、学校や子どもたちをとりまく環境の理解を深め、より良い環境づくりにつながると考えています。

教育委員会ができること

LGBTQ の児童生徒が安心して学校生活を送るために、教育委員会が学校の枠を超えて実践できる取り組みがあります。

①学校での相談対応における支援体制の整備

LGBTQ の児童生徒から相談を受けた際、学校だけでは対応に迷ったり、適切な支援方法が分からなかったりすることがあります。そのため、教育委員会が各学校の相談窓口として機能し、支援体制を整えることが重要です。具体的には、各学校の支援状況を把握し、必要に応じて医療機関、スクールカウンセラー、地域の自助団体などと連携し、適切な支援チームを構築するための助言を行います。また、進学時などに校種間で情報共有が必要な場合には、アウトティングを防ぎながら適切に連携できる場として、連携会議等を設けることが求められます。

②対応事例の収集と相談対応方針の策定

教育委員会が、各学校における LGBTQ の児童生徒に関する相談対応や SOGIE に関する取り組みを収集し、匿名化して共有する仕組みを整えることで、知見を蓄積し、より適切な対応につなげることができます。また、対応が難しい事例や、学校のみでは判断が困難なケースについては、専門家の意見を取り入れた対応方針を教育委員会が示すことで、学校現場の支援を強化することが可能です。

③教職員への研修および資料提供

教育委員会が主導し、地域の教職員を対象とした LGBTQ 研修を継続的に実施することは、学校における理解促進と支援体制の強化において重要です。新任教員、人権担当主任、管理職など、それぞれの立場に応じた研修を行うことで、学校全体での取り組みを支える基盤を築くことができます。

さらに、以下のような資料を作成し各学校に提供することで、LGBTQ に関する理解を促進し、より安心できる教育環境の整備につなげます。

- ・校内掲示用ポスター
- ・児童生徒向けのパンフレットや相談窓口案内カード
- ・授業で活用できる教材案や実践事例集

④地域や保護者への啓発

学校だけでなく、地域全体で性の多様性を尊重する風土を育むことも重要です。教育委員会として、以下のような取り組みを推進できます。

- ・児童館・図書館・公民館などの施設で、職員研修や運営方針の見直しを行い、LGBTQ を含む多様性を尊重する環境を整える。
- ・地域住民や保護者向けの学習会を開催し、LGBTQ を含む多様性を尊重する意識を広める。
- ・部活動の大会運営や学校を超えた活動において、主催者と意見交換を行い、インクルーシブな運営方針を検討する。

地域全体で LGBTQ への理解が進むことで、児童生徒が学校だけでなく、地域でも安心して過ごせる環境が整います。

■ 多様な専門家と考える Q&A

Q 学校での対応をサポートするために、教育委員会はどのような取り組みをしていますか？

A



■ 教育委員会 指導主事

教育委員会では、児童相談所の GI（性別不合）の専門医や性的マイノリティの方々の相談に応じていらっしゃる関係機関と連携をとり、専門家の知見をもとに、学校からの個別の相談に応じています。GI の専門医とは学校訪問を行い、継続して支援にあたるとともに、対応事例を蓄積しています。また、関係機関とは連携がとりやすくなるよう、関係機関主催の性的マイノリティの方の講演会等に参加したり、教育委員会の研修に見学に来ていただいたりと、普段からの関係づくりを大切にしています。

他にも、教育委員会が対応事例を研修で示したり、地区の学校が集まる会議等で対応事例の共有を行ったりしています。ただ、子どもたちの性に関する悩みは一人一人違います。その子どもの悩みに耳を傾けることを第一に対応にあたっていただくよう学校には伝えています。

トランスジェンダーと医療

トランスジェンダーの方が全員医療を必要とするわけではありませんが、医療的ケア・サポートを受けることで、生活の質が向上する場合があります。診断や各種の医療処置には、精神科・産婦人科・泌尿器科・形成外科など、多様な立場と専門性を持つ医療従事者が関わっていますが、その中で、産婦人科医として「ジェンダー外来」を担当されている池袋真さんにお話を伺いました。

パーソナルヘルスクリニック ジェンダー外来
産科婦人科学会専門医 GI（性別不合）学会認定医 池袋 真

Q ジェンダー外来では、子どもたちにどんなサポートができる？

A



我々のジェンダー外来の受診者の最年少は5歳です。「何歳から受診してよいの？」と、大人たちから尋ねられることがあります。「何歳でもウェルカムです」と回答しています。未就学児～中学生のサポートとして、医療従事者ができることはたくさんあります。

トランスジェンダー医療＝ホルモン療法・手術だけではなく、自認する性を尊重し、過ごしやすい生活を送るために必要な医療的ケア・サポートを行うこともトランスジェンダー医療のひとつとなります。トランスジェンダーの医学的な診断名は「性別不合 (Gender Incongruence)」といいます。医師・看護師・臨床心理士などの医療チームが本人や保護者と共に時間をかけて対話を行い、実生活の経過をみて診断していきます。診断を受けたからと言って、すべての人が自認する性へのホルモン療法を行ったり、手術をするわけではありません。性別のことで悩んでいる子どもたちと医療従事者が対話することで、本人だけでなく保護者や学校の先生もその問題に向き合うきっかけとなる可能性があり、生活の質の改善につながることもあります。日常生活で困ったときに、いつでも頼れる居場所として、専門医との関係性が築けていることは、成長していく上で重要かと思えます。

月経嫌悪がある場合は、本人と保護者の同意の上で低用量ピルや黄体ホルモン製剤などで月経調整を行っています。「月経がなくなっただけで、学校生活が過ごしやすくなった」「特に男性化は望んでいなかったが月経を止めたくて男性ホルモン療法を始めなければならなかった」と話した。月経が止まった今、男性ホルモン療法はしなくてもいいかな」と話

す子どももいます。ホルモン療法は不可逆的な変化も起こすため、開始は慎重に検討する必要があります。「ホルモン療法や手術が全てではないよ。ホルモン療法を行わなくても、自認する性で生き活きと生活をしている人もいます」と話しながら、様々な選択肢があり、多様なロールモデルがあることを診療の中で伝えていきます。

Q 教職員が自認する性に関して相談を受けたらどうしたらいいの？

A

近年、トランスジェンダーに関して知識がある学校の先生が増えてきました。それは、素晴らしいことと思います。子どもから相談を受けた後に「すぐに専門医がいる病院を紹介しなければ」「治療を始めなければ」など行動を起こそうとくださる先生もいらっしゃいます。しかし今、本人が困っていない場合もあります。“信頼できる先生に、ただ自分の性自認の話をしたかっただけ”という子どももいるため、焦らずにまずは対話することが重要かと思えます。一方で、困っている場合には、学校生活の中でよりよく過ごすために何ができるかを共に考えてみましょう。本人にとって必要な場合は、未成年のためのLGBTQ+相談窓口の利用やジェンダー外来の受診を提案してみてもよいかと思えます。

Q 専門医として子どもたちにいつも伝えていることは？

A

いろいろありますが、特に重視しているのは次の3点です。
(1) 性別の違和感に気がつくことに、早い・遅いはないこと
(2) ジェンダー外来は、何歳が来てもウェルカムであること
(3) 性別に違和感があっても、ホルモン療法をする人もいるし、しない人もいること

自認する性の違和感に気がつく年齢は、3歳くらいのこともありますし、年齢を重ねてから気がつくこともあります。性別に違和感があり日常の中で困りごとがある場合には保護者や学校の先生と相談し、必要であれば医師と共に今後の方針について話し合いができればと思っています。本人がどうしたいか、どうありたいかが最も重要であり、本人のペースに合わせて、本人の意思を尊重しながら、サポートしていく必要があるかと思えます。

外部相談先との連携

LGBTQ に関して相談できる場所はさまざまあります。必要に応じて、先生自身が連携したり、子ども・保護者へ情報提供をしてください。

Q 学外の支援団体や窓口等を紹介することについて、どのように考えたいのでしょうか？

A ■ ユース支援団体スタッフ



「自分と同じような人と会ってみたい、話してみたい」と希望する児童生徒は少なくありません。しかし、SNS やマッチングアプリには危険も潜んでいますし、そもそも年齢制限で利用できない場合もあります。そんなとき、地域で開催されている子ども・若者の居場所を活用していただきたいです。NPO や一般社団法人が運営している場合もありますし、そうしたところと自治体が協働していることもあります。また、子ども・若者だけでなく、LGBTQ の子どもをもつ保護者が交流したり相談したりできる場所もあります。

私が所属する支援団体では、最近、「学校でチラシを配布された」「先生がインターネットで見つけて教えてくれた」といって参加するようになった児童生徒がたくさんいます。保護者の理解があり、保護者が送迎してくれるような子ももちろんいますが、一人で悩んでいる子もまだまだたくさんいます。身近な大人として、情報提供をしてあげてください。

相談先一覧



LGBTQ に関する相談は、全国にたくさんあります。「LGBT OO (自治体名)」などでインターネット検索すると、自身の地域の情報を入手できます。なお、LGBTQ の全国の相談窓口の一部を、以下にまとめています。
<https://allyteachers.org/consultation>



■ 誰でも相談できるところ

- ・よりそいホットライン (24 時間無料電話相談) / 0120-279-338 (4 番: セクシュアルマイノリティ専門回線)
- ・つながる  にじいろ on ライン (LINE 相談)
<https://sogie-j.org/>

■ 子ども向けの相談 / 居場所

- ・ラップアラウンド・サポート (月・火・金・土・日 13 時~ 19 時)
<https://pridehouse.jp/legacy/event/97/> ※ 24 歳以下対象
- ・一般社団法人にじーず: LGBT (かも含む) ユース向けに、各地で交流会を実施
<https://24zzz-lgbt.com>

■ 保護者向けの相談 / 居場所

- ・NPO 法人 LGBT の家族と友人をつなぐ会: LGBT 当事者やその家族・友人等の交流会を各地で実施
<https://lgbt-family.or.jp>
- ・みんなで保護者会 (NPO 法人 ASTA/ 共催: NPO 法人家族と友人をつなぐ会): 当事者の保護者・家族のみ参加できるオンライン交流会や LINE 相談
<https://asta.themedia.jp>

■ 就活・就労に関する相談

- ・認定 NPO 法人 ReBit: LGBTQ の就労支援や、精神障害がある LGBTQ の就労移行支援事業所 (福祉サービス) を運営
<https://rebitlgbt.org>

学校の取り組みに悩んだ際や、児童生徒からの相談があった場合等に、学校ごとの個別相談や伴走支援を実施しています (対応可能な学校数には上限があります)。お気軽にお問い合わせください。

▶お問い合わせ: <https://rebitlgbt.org/contact/>

LGBTQ や多様な性について児童生徒に教える

全ての児童生徒がLGBTQ や多様な性について学ぶことができるよう、授業実践や情報提供を行うことが大切です。なお、教科書においてもLGBTQ や多様な性に関する記載がされています。2024 年度からは、小学校保健体育の全ての教科書に、2025 年度からは、中学校道徳の全ての教科書に掲載されています。

Q LGBTQ について、どのように教えたらいいかわからず、なかなか授業ができません

A



■ 中学校 学級担任

LGBTQ に関して授業をする際に、行政やNPO 法人等が無料で公開している教材を活用することもできます。また、私は中学校で担任をするなかで、道徳の授業の中で、普段から様々な人権課題を取り上げることを意識しています。その際は、法務省の「主な人権課題」を参考にしています。そのため、性的指向・性自認の回も、連続した学習の中で「今回はこのテーマなんだな」という受け止めになります。もちろん、どのテーマを取り扱うときも、当事者の生徒が教室にいるかもしれないという視点で授業づくりをします。

▶なお、授業をする際に、ご活用いただける無料の資料があります。



御校の取り組みに、ReBit がお手伝いできること



ReBit は学校でご活用いただける様々な無料資料をご用意しています。

■ 1. 先生が学ぶ

全ての先生たちがLGBTQ について理解を深めることが、大切です。本ハンドブックが含まれている「Ally Teacher's Tool Kit : 安心な学校をつくろう編」では、教職員向けe ラーニング動画や資料があります。ぜひ、先生が個人で学んだり、校内の教職員研修で活用できます。また、LGBTQ インクルーシブな学校・学級づくりのための実践集やポスターやステッカーもあります。日頃からLGBTQ を包摂し相談しやすい環境づくりや、周知のために活用できます。なお、本資料は無料でダウンロードもしくは郵送依頼をして、すぐに実践にご活用いただけます

▶ダウンロード・郵送依頼 : <https://rebitlgbt.org/teacher/>



■ 2. 先生が授業をする

「Ally Teacher's Tool Kit : 授業実践編」は、先生がLGBTQ に関する授業を実施する際にご活用いただける教材キットです。小学校高学年・中学校の2種があり、各パッケージは、学習指導案と指導の手引きの雛形や、15 分の映像教材、ワークシート、配布資料が含まれていて、無料ダウンロードもしくは郵送依頼をして、すぐに授業を実施できます。

▶小学校高学年版 <https://rebitlgbt.org/shougakko/>

中学校版 <https://rebitlgbt.org/chugakko/>

■ 3. 外部講師に授業 / 研修を依頼する

ReBit は、学校・教育委員会等で、LGBTQ に関する授業や研修をのべ1800回実施してきました。小学生～大学生、教職員 / 教育委員会職員のみならず、幅広く授業 / 研修を実施することができます。

▶授業 / 研修依頼 : <https://rebitlgbt.org/contact/>

— 認定NPO 法人 ReBit とは？ —

ReBit (りびっと) は、LGBTQ もありのままで未来を選択できる社会づくりに取り組む、認定NPO 法人です(設立2009年、法人化2014年。所在・東京都 / 大阪府)。LGBTQ も自分らしく「学ぶ・働く・暮らす」ための事業に取り組んでいます。

